

令和7年（2025年）12月1日
厚生委員会資料
健康新福祉部障害福祉課

（第114号議案）

指定管理者の指定について

1 指定管理の対象施設

対象施設 中野区立南部障害児通所支援施設
(愛称：中野区療育センターゆめなりあ)

中野区弥生町五丁目5番2号

開設日 平成28年9月1日

指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

2 候補者

東京都稻城市若葉台四丁目32番地の2

社会福祉法人 正夢の会

理事長 山本 あおひ

3 法人の運営理念

私達は日々の生活の中で支援を必要としている方々一人ひとりを尊重し、安心し満足して暮らせるための質の高い創造的なサービスの提供を目指します。さらに、地域の新しい福祉文化の担い手としての役割を果たしていきます。

4 法人の沿革

平成13年 社会福祉法人設立

平成14年 知的障害者入所更生施設（現・障害者支援施設）パサージュいなぎ
を開設

平成21年 多摩市心身障がい児通所訓練施設（現・多摩市児童発達支援事業所）
ひまわり教室の運営を受託

平成26年 中野区立弥生福祉作業所の指定管理を受託

平成27年 中野区鷺宮すこやか福祉センター障害者相談支援事業の運営を受託

平成28年 中野区立南部障害児通所支援施設の指定管理を受託

5 法人の運営実績

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、施設入所支援、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）及び相談支援事業の運営
- ・児童福祉法に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）及び障害児相談支援事業の運営
- ・その他、東京都内の自治体から受託した施設、事業等の運営